

# In transition

## IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2019 年 5 月 16 日  
No. 2019-06

**IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」の修正に関する公開草案について、90 日間のコメント期間に同意し、IFRS 第 17 号に対する追加の明確化を提案する**

IASB は、公開草案に対するコメント期間の短縮の同意に加えて、投資リターン・サービスを含む契約に関する過去の修正案の範囲を修正し、IFRS 第 17 号に関連するいくつかのその他の論点について議論した。

### 要約

国際会計基準審議会 (IASB) は、2019年5月15日の会議において、国際財務報告基準 (IFRS) 第17号「保険契約」(IFRS第17号)への追加的な修正を検討した。これらは、「その他の論点」に関連したものである。「その他の論点」とは、IASBの主要な審議後に生じ、公開会議においてIASBが明確にする必要がある論点である。

IASBは、以下の点に同意した。

- 投資リターン・サービスを含む契約の契約上のサービス・マージンの償却に関する、2019年1月の会議における暫定決定の範囲を拡張する。IASBは、特定の状況においては、投資リターン・サービスは投資要素が存在しない場合においても存在する可能性があるという提案に同意した。
- 収益の開示および表示に関する2つの軽微な明確化を提案する。
- 結論の根拠における相互会社に関する現行の記述を維持する。
- IFRS第17号を修正する公開草案に対するコメント期間を90日間とする。公開草案は、2019年6月末に公表される予定である。

この「In transition」における見解は、2019年5月15日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

## 背景

1. IASBは、この基準の公表以降、移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の適用に関して提起された疑問点について議論を行うための公開のフォーラムを提供した。加えて、IASBスタッフとIASBメンバーは、IFRS第17号の適用を補助するため、利害関係者との様々な活動に取り組んできた。10月24日のIASB会議において、IASBは、スタッフが作成した適用上の課題と懸念のリストに基づく、IFRS第17号に対する潜在的な修正の検討に合意した。IASBは、この評価規準は、変更に対する高いハードルを設定しており、提案された修正は、発効日の著しい遅延を避けるために、狭い範囲にとどめ、早急に検討する必要があると指摘した。

2. 2018年10月から2019年4月にかけて、報告された懸念と適用上の課題について、潜在的な修正の判断規準に照らして個別に評価を行い、2019年4月には全体として評価を行った。スタッフは、この評価の中で、IASBのスタッフとメンバーの双方が、懸念と適用上の課題に対処するために可能なアプローチを検討したと指摘した。その結果、年次改善に分類されるいくつかの明確化のための修正に加えて、8領域における12件の狭い範囲の修正案が提示された。年次改善は、基準の文言を明確にする、あるいは、基準の中の既存の要求事項の間の比較的軽微な意図せざる結果、見落とし、または矛盾を修正する軽微な変更である。

## 5月のIASB会議で議論された項目

3. IASBの会議で検討された保険契約に関する論点は、以下のとおりである。

スタッフ・ペーパー	説明	IASBの決定
<a href="#">02A</a> —4月のTRG会議の概要	2019年4月4日に開催されたIFRS第17号に関する移行リソース・グループの概要	該当なし
<a href="#">02B</a> —TRGに提出された論点のリスト(2019年3月22日現在)	2019年3月22日時点における、IFRS第17号に関する移行リソース・グループに提出されたすべての論点のリスト	該当なし
<a href="#">02C</a> —その他の論点	IASBは、IFRS第17号に対する修正案の公開草案を最終化する前に生じた追加的な論点について検討するよう求められた。 IASBは、過去に提案された投資リターン・サービスに関する修正案の範囲および他の3つの論点について再検討した。	投資リターン・サービスが存在する場合について、過去に合意された範囲を修正し、IFRS第17号の他の2つの領域を明確にする。
<a href="#">02D</a> —公開草案のコメント期間	IASBは、IFRS第17号の修正案に関する公開草案について、90日間のコメント期間を設定するよう要請された。	IASBは90日間のコメント期間に同意した。

## 2019年4月移行リソース・グループ会議のアップデート

4. IASBスタッフは、4月に移行リソース・グループで議論された議題のいくつかは、2019年4月のIASB会議においてすでに検討されていると指摘した。IASBスタッフは、今後の移行リソース・グループの議論は予定されていないが、関係者が移行リソース・グループの提出規準を満たしていると考えられる場合には、追加の検討事項を提出できると述べた。修正案に関する利害関係者のコメントは、公開草案に関するコメントレターに含めるべきであると述べられた。

### その他の論点

5. IASBスタッフは、この会議において、4つのその他の論点を識別した。その他の論点とは、IASBまたは解釈指針委員会が公開会議における議論により解決する必要がある、文書の投票プロセスにおいて特定された技術的な項目である。

#### 投資リターン・サービス

6. IASBは、投資リターン・サービスがいつ存在するかに関する過去の決定の再検討に同意した。IASBは、2019年1月の会議において、企業が投資リターン・サービスを提供する保険契約について、契約上のサービス・マージンを、保険カバーおよび投資リターン・サービスの双方を考慮して決定されたカバー単位に基づいて純損益に認識すべきであると暫定決定した。その場合、IASBは、投資リターン・サービスは、その契約が、基準において定義されている投資要素を含む場合においてのみ存在するという取扱いに同意した。しかし、スタッフは、特定の場合には、契約が基準に定義された投資要素を含んでいない場合であっても、投資リターン・サービスが提供される可能性の存在を認識した。スタッフ・ペーパーでは、保険料が一時払いで、積立フェーズにおいてリターンが稼得される、据置年金契約が一例として示された。積立フェーズにおいて、保険契約者は、積立金を他の年金提供者へ移管する権利、または死亡した場合に積立金を受け取る権利を保有する。積立額は、将来のある日において固定の転換率で年金への転換が可能である。年金への転換後は、保証された最低支払期間は存在しない。つまり、契約者が転換後かつ最初の年金支払前に死亡した場合には、契約者は何も受け取れない。結果として、いかなる場合においても保険料の払戻しを受けられるわけではないため、投資要素は存在しない。

7. IASBは、2019年5月のIASB会議において、投資要素が存在しない場合にも、投資リターン・サービスが存在する可能性に同意した。IASBスタッフは、以下の場合に限り、投資リターン・サービスが存在するという取扱いを基準に明記すべきであると提案した。

- (a) 投資要素がある、または保険契約者が金額を引き出す権利を有する
- (b) 投資要素または保険契約者が金額を引き出す権利を保有する金額に対して、有利な(positive)投資リターンが予想される
- (c) 企業がその有利な投資リターンを生み出すための投資活動を実行すると予想する

IASBのスタッフは、IASB会議に先立って、移行リソース・グループメンバーにその他の論点についてのコメントを求めた結果、主に修正は歓迎されたが、いくつかの明確化が求められたと述べた。

8. 数名のIASBメンバーは、1月のIASB会議において、IASBは、投資要素が存在する場合に企業が投資リターン・サービスを提供しているかどうかを決定するためには、判断が必要であると決定していたにもかかわらず、この提案が、投資サービスの存在を決定づける要件の定義をしているように見えるかもしれないと懸念を表明した。あるIASBのメンバーは、単に貨幣の時間価値を反映するだけで、有利な投資リターンと判断するのに十分かどうかを尋ね、IASBスタッフは、基準がより多くの指針を提供すべきかどうかを議論し、結果として提供しないという提案を行ったと述べた。数名のIASBメンバーはさらに、「有利な投資リターン」の意味に疑問を呈し、結論の根拠でなく、望ましくは修正された基準の本文において、その明確化を提案した。具体的には、IASBメンバーは、「有利」は、絶対的な条件ではなく、むしろ相対的な条件(すなわち、保険契約者にとっての有利な給付)と見なされるべきであると明確にすべきであると提言した。例えば、マイナスの金利環境下では、有利なリターンは、経済環境を考慮すると、通常得られるリターンよりもマイナスの度合いが小さいリターンであるかもしれない。IASBスタッフは、公開草案の作成において、IASBからのフィードバックを考慮すべきであることが同意された。

#### 保険収益に関するその他の明確化

9. IASBは、さらに、2つのその他の論点について明確化の提案に同意した。

- IFRS第17号第103項は、現在、保険契約負債の期首残高と期末残高との調整表について、保険収益および保険サービス費用から除外された投資要素を個別に開示するよう企業に要求している。この修正により、「保険収益および保険サービス費用から除外される投資要素(および保険料の払戻し、ただし、当該期間のキャッシュ・フローの一部として表示されない場合)」が開示されるよう要求される。すなわち、企業は、保険料の払戻額と収益および費用から除外される投資要素の金額との区別を要求されない。利害関係者は、保険契約者に対する払戻しのうち、どの金額が保険料の払戻しを表し、どの金額が投資要素を表すかについての決定が困難であるとの懸念を表明していた。
- 保険契約者に貸付けられた金額および保険契約者に貸付けられた金額の免除から生じるキャッシュ・フローの変動が、どのように取扱われるかについて、B123項は言及していないため、保険収益から除外する取扱いを明確化する。

#### 相互会社

10. IASBは、いくつかの要請があったにもかかわらず、保険契約を発行する相互会社に関する結論の根拠を修正しないという対応に同意した。その代わりに、スタッフは、実務において適用されている相互会社の定義が様々である可能性があり、相互会社とされている企業の一部は、すべての残余持分の保険契約者に対する支払いを要求されないという脚注を、IFRS第17号の「結論の根拠」に含めるという対応を検討する予定である。

11. IFRS第17号「結論の根拠」の一部では、相互会社の最も残余的な持分が、株主ではなく保険契約者に帰属すると指摘されている。その結果、これらのキャッシュ・フローは、履行キャッシュ・フローの一部であり、通常、そのような企業に資本は存在しない。利害関係者は、このような表示は、特定の事実パターンの経済的実態を描写していないと指摘している。あるIASBメンバーは、特定の状況では、規制当局からの資本規制により、すべての収入が保険契約者に支払われるわけではないと指摘し、この状況での会計処理を明確化すべきであると述べた。

12. IASBメンバーの中には、上述のように、様々な相互会社が存在する可能性を理解し、利害関係者の懸念に共感を表明し、そのため、この趣旨で脚注を追加する提案に賛同する者もいた。他のIASBメンバーは、結論の根拠における文言のさらなる変更は、基準の要求事項の誤った解釈につながる可能性があるとして述べた。IASBは、IFRS第17号の主要な目的の一つは、保険契約を発行する企業の特徴にかかわらず、保険契約の特徴に基づいて保険契約の会計処理を行う点にあると強調した。したがって、IASBのメンバーは、結論の根拠のさらなる変更は正当化されないと考えた。

#### IFRS第17号の修正に関する公開草案についての90日間のコメント期間

13. IASBメンバーは、公開草案のコメント期間を通常の120日ではなく、90日とする対応に同意した。これは、修正が緊急かつ狭い範囲であるためである。IASBスタッフは、4月にデュー・プロセス監督委員会からコメント期間の短縮が承認されたと述べた。スタッフ・ペーパーは、90日間のコメント期間が、利害関係者に対して、修正案を検討した上で回答を行うのに十分な時間を与える必要性和修正案の適時な明確化の必要性とのバランスを取っていると述べている。90日という期間は、IFRS第15号の狭い範囲の修正に対するコメント期間と同じである。さらに、スタッフ・ペーパーは、

コメント期間を90日間とする取扱いにより、IFRS第17号に関する修正が円滑に2020年第2四半期に発行され、提案された発効日である2022年1月1日までの十分な期間を与え、混乱を最小限に抑えたと指摘している。

## 次のステップ

14. スタッフは、IFRS第17号の年次改善を含む、修正に関する公開草案の作成プロセスを継続する。

15. 過去に公表されたタイムラインは変更されておらず、スタッフは、IFRS第17号の修正案に関する公開草案を2019年6月末に公表する予定である。

### PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT2019-05: IASB agrees to proceed with drafting an exposure draft to amend IFRS 17 that will include a one year deferral of the effective date](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2019-04: IFRS 17 TRG discusses investment components and other implementation questions](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2019-03: The IASB finalises its discussions on IFRS 17 reported concerns and implementation challenges](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2019-02: IASB proposes scope exclusion election for certain loans and transition exception for acquired claim liabilities](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2019-01: IASB agrees to propose certain further amendments to IFRS 17 to better reflect the economics of insurance contracts](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-07: IASB agrees to propose limited changes to balance sheet presentation of insurance contract assets and liabilities](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-06: IASB proposes to amend the effective date of IFRS 17 and extend the temporary exemption of IFRS 9 for insurers](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-05: IASB agrees on criteria for evaluating any potential future amendments to IFRS 17](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-04: TRG debates more IFRS 17 implementation issues](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-03: Amendments to IFRS 17 on the IASB Board agenda](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [Using Solvency II to implement IFRS 17](#) (原文英語のみ)
- [IFRS 17 – Redefining insurance accounting](#) (原文英語のみ)

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In Transition

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします